

【その他事項 資料】

合併協議会の役割に関する法令等

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

第1項から第6項まで省略

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和43年法律第6号）

（合併協議会の設置）

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

○大館市・比内町・田代町合併協議会規約

（設置）

第1条 大館市、比内町及び田代町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

（名称）

第2条省略

（所掌事務）

第3条 大館市・比内町・田代町合併協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

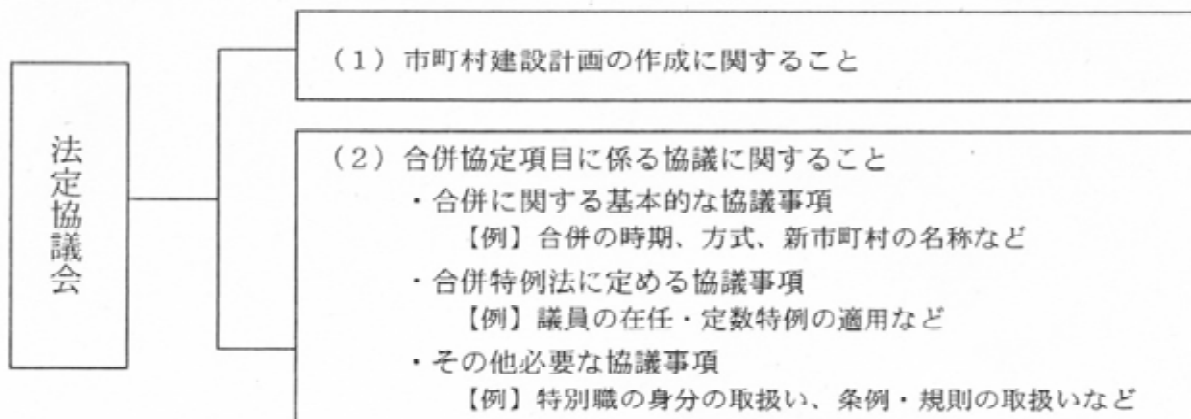
1 法定協議会の役割

(1) 法定協議会の設置

- 法定協議会は、地方自治法第252条の2の規定により設置される協議会であり、合併の是非も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行うために設置される組織です。
- 地方自治法上の協議会はその性質から、管理執行のための協議会、連絡調整のための協議会、計画作成のための協議会と、3種類に分類されますが、法定協議会は連絡調整と計画作成の2つの性質を有した協議会といえます。
- また、この法定協議会には、住民発議によるものと、住民発議によらないで関係市町村間の合意により設置されるものがあり、いずれも設置には議会の議決が必要です。

(2) 法定協議会の任務

合併特例法第3条では、法定協議会について、「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」を行う場であると規定しています。具体的な成果としては、前者は「市町村建設計画」として作成し、また、後者はこれまでの例では、概ね40程度の合併協定項目として関係市町村間で協議することとし、最終的には「合併協定書」をまとめ上げることとなります。



法定協議会では、合併市町村のビジョンを示す市町村建設計画を作成します。市町村の合併は、市町村の住民の生活に大きな影響を及ぼすものですから、慎重かつ公正に検討されるべきであり、加えて、合併後の市町村の将来の姿に関する適切な計画が作成される必要があります。

また、法定協議会では任意協議会で選定した「合併に伴い調整が必要な項目」をひとつひとつ協議し、調整していきます。

なお、その場合、調整に時間がかかることが予想される基本5項目（「合併の方式」「合併の期日」「新市町村の名称」「新市町村事務所の位置」「財産、公の施設等の取扱い」）を先に提案し、十分に時間をかけて検討し、その他の項目も順次、協議していく方法や他の合併協定項目を先に検討し、時間をかけて協議していく中で基本5項目を協議にかける等の

方法が考えられますが、これは関係市町村の実状にあわせ関係者で充分検討していく必要があります。

また、法定協議会では、合併協定項目の協議と並行して任意協議会で作成した地域の将来構想を基にして、市町村建設計画を作成することとなります（任意協議会で将来構想をあらかじめ作成している場合）。

先進事例での市町村建設計画では、法定協議会段階でも合併後の事業内容を合併前に詳細に固めてしまうことは困難なこと、予算の確定、事業箇所の決定、各事業間の優先度の判断等、不確定な部分が多く、最終的には事業が具体化する新市町村において、これらのことは判断せざるを得ないことから、市町村の総合計画における基本構想的な位置付けにより整理されている例がほとんどです。

① 市町村建設計画の作成に関すること

○ 市町村建設計画とは

市町村の合併は、市町村の住民の生活に大きな影響を及ぼすものであることから、住民に対して合併市町村の将来像を示し、その将来像が周知されることによって、広く住民の合併に対する関心と評価を得ることが重要です。

合併特例法は、法定協議会における重要な協議事項として、合併市町村の設計図ともいべき「市町村建設計画」の作成に関する協議を行うこととしています。また、この市町村建設計画を基礎として、合併特例法により様々な財政措置が講じられることとなっています。

市町村建設計画の内容については、合併特例法第5条第1項の規定により、次のようなものが例示されています。

- | |
|--|
| ア 合併市町村の建設の基本方針 |
| イ 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 |
| ウ 公共的施設の統合整備に関する事項 |
| エ 合併市町村の財政計画 |

※ 市町村建設計画の作成手順等、作成の実務上の内容は「法定協議会における検討実務編」に記載していますので、そちらを参照してください。

② 合併協定項目に係る協議に関すること

これらの協議の内容について、合併後の市町村の住民福祉や市町村の運営に影響のあるものは全て協議の対象となります。その例としては次のようなものがあります。

① 基本的事項 - ア 合併の方式 - イ 合併の時期 - ウ 新市町村の名称 - エ 事務所の位置 - オ 財産、公の施設等の取扱い	② 合併特例法による協議事項 - ア 議会の議員の定数・任期の取扱い - イ 農業委員会委員の定数・任期の取扱い - ウ 地方税（不均一課税）の取扱い - エ 一般職職員の身分の取扱い		
③ その他の必要な協議事項 <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> - ア 特別職職員の身分の取扱い - イ 条例、規則の取扱い - ウ 使用料、手数料の取扱い - エ 事務処理組織及び機構 - オ 支所・出張所の取扱い - カ 一部事務組合、協議会等の取扱い - キ 公共的団体等の取扱い </td><td style="vertical-align: top;"> - ク 各種補助金、交付金等の取扱い - ケ 行政連絡機構の取扱い - コ 国民健康保険の取扱い - サ 消防に関する取扱い - シ 町名、字名の取扱い - ス 各種福祉制度等の取扱い - セ 上・下水道、清掃等各種事業の取扱い </td></tr> </table>		- ア 特別職職員の身分の取扱い - イ 条例、規則の取扱い - ウ 使用料、手数料の取扱い - エ 事務処理組織及び機構 - オ 支所・出張所の取扱い - カ 一部事務組合、協議会等の取扱い - キ 公共的団体等の取扱い	- ク 各種補助金、交付金等の取扱い - ケ 行政連絡機構の取扱い - コ 国民健康保険の取扱い - サ 消防に関する取扱い - シ 町名、字名の取扱い - ス 各種福祉制度等の取扱い - セ 上・下水道、清掃等各種事業の取扱い
- ア 特別職職員の身分の取扱い - イ 条例、規則の取扱い - ウ 使用料、手数料の取扱い - エ 事務処理組織及び機構 - オ 支所・出張所の取扱い - カ 一部事務組合、協議会等の取扱い - キ 公共的団体等の取扱い	- ク 各種補助金、交付金等の取扱い - ケ 行政連絡機構の取扱い - コ 国民健康保険の取扱い - サ 消防に関する取扱い - シ 町名、字名の取扱い - ス 各種福祉制度等の取扱い - セ 上・下水道、清掃等各種事業の取扱い		

問2-1 法定合併協議会とは、どのような性格を持つ組織ですか。

（答）

合併協議会とは、合併をしようとする市町村が、合併することの当否も含め、合併のための諸条件を協議するために設置する地方自治法上の協議会のことです。

したがって、「合併協議会の設置＝合併の決定」ではありません。

地方自治法上の協議会とは、地方公共団体相互間の協力の一形態として地方自治法第252条の2に定める協議会のことであり、同条の定めに従い、関係市町村が議会の議決を経て、協議により規約を定めることにより設置されます。

設置した場合はその他の協議会の場合と同様、同条第2項の規定により知事に届出が必要です。

地方自治法上の協議会には、管理執行のための協議会、連絡調整のための協議会、計画作成のための協議会という3種類のものがあるとされていますが、合併協議会は、と の双方の性格を有するものであると考えられており、合併特例法第3条に基づき、合併しようとする場合には必ず置くものとされています。

合併協議会の組織については、原則として地方自治法第252条の3の規定が適用されますが、合併特例法第3条でその特例が定められています（詳しくは問2-6を参照）。

合併協議会の役割は端的に言うと次の2つになりますが、これらの具体的な内容については第4章を参照してください。

市町村建設計画の作成
合併に関する諸事項の協議

【地方自治法】

（協議会の設置）

第252条の2

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

問2-2 合併協議会での確認(決定)事項や市町村建設計画に法的拘束力はあるのですか。

(答)

前問のとおり、合併協議会は「連絡調整」と「計画作成」の協議会という性格を持つものであり、合併協議会の事務のうち、合併協定事項の決定が「連絡調整」に、市町村建設計画の作成が「計画作成」にそれぞれ当たるものであると考えられます。

地方自治法上の協議会での「連絡調整」結果に関する法律上の規定はありませんので、合併協議会での確認(決定)事項について、法的には、関係市町村及び合併市町村はそのとおりの履行を義務づけられるものではありません。

また、協議会で作成された計画については、関係地方公共団体は「当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない」(地方自治法第252条の2第5項)となっていますが、法的に拘束力を持つものと解するのは困難であるとされていますので(逐条地方自治法、松本英昭著、学陽書房)、合併協議会で作成される市町村建設計画についても、関係市町村及び合併市町村は、この計画の履行を法的に義務づけられるものではありません。

しかしながら、合併協議会で決定・作成される合併協議の結果や市町村建設計画は、その後に市町村が合併について意思決定する(議会が合併を議決し、市町村長が合併を知事に申請する)際の最も重要な判断材料となることから、法的な拘束力はないものの、合併市町村は特別な理由がない限りは、これらを尊重し、その内容を履行するように努めなければなりません。

(なお、市町村建設計画については、必要があれば、合併特例法第5条に基づき、合併前又は合併後、所定の手続きを経て、変更することができるようになっていきます。)

もし、特別な理由もなく、合併前に定めた合併協議結果や市町村建設計画の内容が不履行とされた場合には、合併市町村の長や議会に政治的な責任が生ずるものと考えられます。

問 4 - 1 合併協議会では、どのような事項を協議したらよいのですか。

合併協議会は、合併特例法第 3 条第 1 項で「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」を行うと規定されており、実際、市町村建設計画の作成のほか、下記のような項目について協議が行われています。

このうち、下記の 1 の基本的協議事項は、市町村合併を行う際に、最も調整に時間がかかると言われる事項です。

2 の協議事項は、合併特例法に基づく特例を適用するか否か、また適用する場合にはどのような内容とするか等を協議するものですので、実際にはこうした特例を適用しない場合であっても、適用しないことについて法定合併協議会での確認を得ておくことが望ましいと考えられます。

なお、地方自治法第 9 1 条第 7 項により、新設合併の場合は、合併後の市町村の本来的な議員定数については必ず協議しなければなりません。

3 の協議事項は、合併後の市町村の事務・事業執行体制の根幹となるべき事項であり、新設合併の場合は必須の協議項目となるものです。

上記 1 ～ 3 の項目のほか、何を協議するかは、合併協議会の判断に委ねられていますが、合併関係市町村の事務・事業に違いがあるため、合併するにあたって調整が必要で、かつ、その結果を合併協定として広く住民に周知しておくことが適当と判断されるものについて取り上げることになると考えられます。実際の例としては次頁の一覧に示したような事項があります。

なお、合併協議会でどの程度まで詳細に調整するかは、個々の実情に応じて判断すべきものですが、合併後の市町村にも当然、首長や議会が存在し、政策的判断をすることになりますので、合併協議会で調整すべき程度は、必ずしも合併後の事務・事業の細部にまでわたったものである必要はないと考えられます。時間的にも限られている中で、全て細部まで合併協議会で調整するのは難しいのが現実です。

したがって、合併協議会では、協議項目によっては、合併後の市町村の調整・判断に委ねるとする方針を確認するにとどめる場合もあります。

1 基本的協議事項

合併の方式 合併の期日 新市町村の名称	新市町村の事務所の位置 財産の取扱い
---------------------------	-----------------------

2 合併特例法に規定されている特例を適用する場合等に必要な協議事項

地域審議会の設置 議員の定数及び任期の取扱い (新設合併の場合の地方自治法第 9 1 条第 7 項による本来の議員定数を含む。) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
--

3 新市町村の存立の基本に関わる協議事項

地方税の取扱い 一般職の職員の身分の取扱い 特別職の身分の取扱い 条例・規則の取扱い	事務組織及び機構の取扱い 一部事務組合等の取扱い 町名・字名の取扱い
---	--